

ベストリハステイ西新井 宿泊サービス 契約約款

本契約約款は、ベストリハ株式会社(以下「事業所」といいます)が提供する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「サービス」といいます)の営業時間外に、その設備を利用する者(以下「利用者」といいます)とのサービスに関する契約関係について定めるものです。

第1条(サービスの目的)

- 1 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、宿泊サービスを提供します。
- 2 事業者は、(1)の趣旨に鑑み、緊急時又は短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供します。
なお、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等のやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、指定居宅介護支援事業者等と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービス等への変更も含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討します。

第2条(契約期間)

- 1 契約期間は、利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間満了日の2日前までに利用者から、文書による契約終了の申し入れがない場合には、この契約は同一の内容で更新されるものとし、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間満了日の翌日から更新後の要介護認定または要支援認定有効期間の満了日までとします。

第3条(運営規程の概要)

事業者の運営規程の概要(事業の目的、運営の方針、職員の体制、サービス内容等)は、重要事項説明書に記載したとおりです。

第4条(利用者の解除権)

- 1 (1) 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の2日前までに事業所に通知するものとします。
(2) 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - ① 運営規程の変更に同意できない、利用料金の変更に同意できない場合により本契約を解除する場合
 - ② 利用者が入院又は入所した場合
 - ③ 利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合
- 2 (1) 利用者は、事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しなかった場合
 - ② 事業者が本契約に定めるサービスを実施しなかった場合
 - ③ 事業所が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ④ 他の利用者が本契約の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らなかった場合

第5条(事業者の解除権)

事業者は、次の事由に該当した場合、利用者に対し文書で通知することにより、契約を解除することができます。この場合、事業者は居宅サービス計画書(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

- 1 利用者又はその親族、友人、知人が事業者やサービス従業者又は他の利用者に対し、本契約を継続しがたいほどの侮辱、暴行その他、背信行為を行った場合、又は重要事項説明書に定める「14-注意事項」に著しく反した場合。
- 2 利用者又はその親族が、契約締結時に利用者の心身の状況、及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことが判明した場合。

第6条(契約の終了)

次の何らかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第10条の規定により事業者から解除の意思表示がなされたとき
- 2 第4条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、且つ予告期間が満了したとき
- 3 第5条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- 4 次のいずれかの理由により利用者にサービスが提供できなくなったとき
 - (1) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合(一時的な入所、入院は除く)
 - (2) 利用者が要介護認定を受けられなかった場合
 - (3) 利用者が死亡した場合

第7条(宿泊サービス計画書の作成)

- 1 事業者は、宿泊サービスを4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成します。尚、4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画を作成します。
- 2 宿泊サービス計画書は、居宅サービス計画書(ケアプラン)が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 3 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定するサービスの目的に従い、宿泊サービス計画書の変更を行います。
 - (1) 利用者の心身の状況、その置かれる環境等の変化により、当該計画書を変更する必要がある場合
 - (2) 利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
- 4 前項の変更に際して、居宅サービス計画書(ケアプラン)の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど、必要な援助を行います。
- 5 事業者は、当該計画書を作成又は変更した際には、これを利用者及びその親族に対して説明し、その同意を得るものとします。

第8条(サービスの内容及び提供)

- 1 事業者は、宿泊サービス計画書に記載した内容のサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者のサービスの実施状況等に関する記録を整備し、サービス完結日から5年間は適切に保存します。
- 3 利用者及びその親族は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及びその謄写を求めることが出来ます。但し、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

第9条(利用者負担金)

- 1 サービスに対する利用者負担金は、重要事項説明書のサービス利用料に記載するとおりです。
- 2 事業者は、利用者を担当する居宅介護支援事業者を通じ、利用者又は利用者の指定する親族に対し、1ヶ月前(対応が間に合わない場合は、遅くとも利用開始前)までに文書で通知することによって利用料及び食費等の単価の変更(増額又は減額)を申し入れることが出来ます。
- 3 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を作成し、利用者又は利用者の指定する親族から文書で同意をいただきます。

第10条(利用者負担額の滞納)

- 1 利用者が正当な理由なく、事業者に支払うべき利用者負担金を、6ヶ月以上滞納した場合、事業所は2週間の期間を定めて、契約を解除する旨の催告をすることが出来ます。
- 2 前項の催告をしたときは、事業者は居宅サービス計画書(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画書(ケアプラン)の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
- 3 事業者は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することが出来ます。

第11条(緊急時の対応)

事業者は、現にサービス提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに利用者の主治医に連絡を取るなど、必要な対応を講じます。

第12条(損害賠償)

- 1 事業者は、サービス提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の親族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。但し、事業者が故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

第13条(居宅介護支援事業者との連携)

事業者は、利用者に対してサービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他、保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第14条(秘密保持)

事業者は、業務上知り得た利用者及びその親族に関する秘密及び個人情報については、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。但し、法令に基づく場合や利用者に係るサービス担当者会議、事業者間の連絡調整等での利用など、正当な理由がある場合には、利用者又は親族の個人情報を第三者に提供することが出来るものとします。

第15条(苦情対応)

- 1 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 2 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをすることはありません。

第16条(協議事項)

本契約の定めのない事項については、介護保険法及び民法その他の関係法令に従い、第1条の記載の目的のため、お互い信義に従い誠実に協議して決定いたします。

第17条(特約事項)

特約事項①サービス利用料金等の支払い

- 1 利用者は、宿泊サービス(介護保険外)を受け、重要事項説明書に定めるサービス利用料金表に基づいたサービス利用料金の額を事業者に支払うものとします。
- 2 サービス利用料金の支払方法については、重要事項説明書の「10 サービス利用料支払方法」をご確認ください。

特約事項②(利用日の中止・変更・追加)

- 1 利用者は利用期日前において、サービスの利用中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者に出すものとします。
- 2 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービスの提供の変更・追加の申出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に対し提示して協議するものとします。

特約事項③(利用者の施設利用上の注意義務等)

- 1 利用者は、事業所の施設、備品、敷地をその本来の用途にしたがって、利用するものとします。
- 2 利用者は、事業所の施設、備品について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により現状に修復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特別の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

重要事項説明書(宿泊サービス)

1 事業の目的

ベストリハ株式会社が開設する「ベストリハステイ西新井」が行う、介護予防・日常生活支援総合事業の営業時間外にその設備を利用し、当該介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話を夜間及び深夜に介護予防・日常生活支援総合事業以外のサービス(以下「宿泊サービス」という。)を適正に運営するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従業者(以下「宿泊サービス従業者」という。)が、要介護状態にある者に対し適正な宿泊サービスを提供することを目的とする。

2 運営の方針

デイサービスの通所介護従業者は、介護認定者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の指定居宅介護支援事業所、当該指定通所介護事業等と綿密な連絡を図り、総合的な保健・医療・福祉サービスの提供に努めるものとします。

3 介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供する事業所の概要

事業所名	ベストリハ株式会社		
代表者氏名	代表取締役 渡邊 仁		
本社所在地	東京都台東区上野6-16-17 朝日生命上野昭和通ビル6階		
連絡先	電話：03-6284-4350	FAX：03-6284-4351	

4 利用者への介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供する事業所の概要

事業所名	ベストリハステイ西新井		
介護保険指定事業者番号	13A2100785		
事業所所在地	東京都足立区加賀2丁目2番地2号		
連絡先	電話：03-5837-4672	FAX：03-5837-4673	
管理者	三野宮 佳苗		
通常の実施地域	足立区		
事業所利用定員	30		

5 サービスの内容

宿泊サービスの内容は、宿泊サービス計画書に基づき、下記サービス内容を提供します。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、排せつの介助、移動・移乗の介助、その他必要な身体介護等を提供します。

2 就寝及び離床に関すること

利用者の安全確保を図り、就寝の準備、見守り、離床介助、衣類着脱の介護、整容、その他必要な宿泊の介助等を提供します。

3 食事に関すること

食事を希望する利用者に対して、食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助等を提供します。

6 宿泊サービスの営業時間

営業日	月～金	祝祭日	土曜日、日曜日
提供時間	16:30～9:30	16:30～9:30	休み

上記時間は基本のサービス提供時間となります。

7 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	職員及び業務の管理	1名
介護職員または看護職員	宿泊サービス計画書に基づいたサービスの提供	1名以上

8 サービス利用料(円)

※別紙参照

9 サービス利用のキャンセル

※別紙参照

10 サービス利用料支払方法

(1)サービス利用料等は、原則的にA.自動口座引き落としにてお支払頂きますようお願いいたします。

但し、やむを得ない事情がある場合につきましては、B.のお支払方法も受付いたします。

A.自動口座引き落とし

・ご指定の金融機関の口座から月1回、翌月所定の振替日(土日祝日の場合は翌銀行営業日)に引落としさせていただきます

B.現金払い(翌月10日前後にご請求をさせていただきます。)

・口座引き落としの手続き完了までの期間及び介護保険上の事情により請求が遅れた場合や、残高不足等の事情により口座振替が出来なかった場合の自己負担金については、現金払いをお願いします

11 事故発生時の対応

事故防止には最善を尽くします。万が一、事故が発生した場合は以下の点に留意して対応させていただきます。

- ①事故が発生した場合、予めお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。また、必要に応じて地方公共団体など関係機関にも連絡します。
- ②事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。また、事故を調査した結果に基づいて、ご家族等にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
- ③事故後の対応にあたっては、ご利用者本人やご家族の気持ちを考え、誠意ある態度で対応します。
- ④利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除、または賠償額を減額されることがあります。尚、事故発生後の再発防止については是正処置計画を立案し対策を講じます。

12 緊急時等の対応

事業者は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

13 非常災害対策

事業者は、非常災害にそなえて具体的な計画を定め、年2回以上の避難救出訓練を実施します。

14 注意事項

1 宿泊者は、施設の利用にあたり、次に掲げる行為を行うことはできません。

- (1) 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入、使用、保管すること
- (2) 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること
- (3) 排水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと
- (4) テレビ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑を与えること
- (5) 動植物を飼育すること
- (6) 居室及びあらかじめ定められた場所以外の共用施設及び施設内に物品を置くこと
- (7) 施設内において営利その他の目的による勧誘、販売、宣伝、広告等の活動を行うこと
- (8) 施設の増築、改築、移転、改造、模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物設置すること
- (9) デイサービスの提供飲食物(朝食、昼食、夕食、おやつ等)の持ち帰り
- (10) 暴言暴行、セクハラ、喫煙、その他の迷惑行為

* デイサービス内で、心地よく過ごして頂くために上記の行動はお控えください

2 入居者が前各号の規定に違反等し、事業者又は他の入居者等の第三者に損害を与えた場合、事業者又は当該第三者に対して損害賠償責任が生じることがあります。

15 連帯保証人について

連帯保証人は、乙と連帯して本契約にも基づく一切の責めを負う。

乙は、甲から連帯保証人の追加または変更の指示を受けた場合に於いては、遅滞なく必要な手続きをとらなければならない。甲、乙及び連帯保証人は、本契約から生ずる権利義務について、紛争を生じたときは、甲の住所を管轄する裁判所を第1審の裁判所とすることに合意する。

16 第三者評価について

実施の有無	無
-------	---

17 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

ベストリハステイ西新井	所在地	東京都足立区加賀2丁目2番地2号
	電話番号	03-5837-4672
管理者	FAX番号	03-5837-4673
三野宮 佳苗	受付時間	8:30~18:00

当施設以外に、お住まいの市町村の相談・苦情窓口、神奈川県国民健康保険団体連合会等でも受け付けています。

足立区役所介護保険課

電話 03-3880-5746

東京都国民健康保険団体連合会

電話 03-6238-0177

電話

電話

電話

【 2025 年 1 月 20 日 現在 】

8 別紙（宿泊サービス 利用料金一覧表）

保険対象外費用

●宿泊料金

種別	1泊あたりの金額
宿泊	1,800円

※宿泊中に入院等により退宿した場合でも、同額を請求させていただきます。

●食事料金

種別	1食あたりの金額
朝食	350円
昼食	690円
夕食	460円

●寝具セット洗濯料金

種別	1回あたりの金額
寝具セット洗濯 /回	3,234円

※「寝具セット洗濯」の料金は、退宿時に一括で発生します。

●寝具（布団、枕）の利用料金

種別	1泊あたりの金額
一式（布団、枕）	33円

●寝具（シーツ、布団枕カバー）の交換料金

種別	1回あたりの金額
一式（シーツ、布団枕カバー）	369円

●洗濯料金

種別	1回あたりの金額
1 ネット料	714円

●おむつ等の料金

種別	1枚あたりの金額
オムツ代（M～Lサイズ）	100円
オムツ代（L～LLサイズ）	110円
パット代	20円

●サービス利用（宿泊）のキャンセル

種別	1泊あたりのキャンセル代金
宿泊	1,800円

※ 利用者が前日18:00までに事業所に通知した場合、利用料等の負担はありません。

※ 前日までに申し出がなく、中止の申し出をされた場合、キャンセル料として上記料金を請求します。

●サービス利用（食事）のキャンセル

種別	1食あたりのキャンセル代金
朝食（キャンセル可能時間：前日18:00迄）	350円
昼食（キャンセル可能時間：当日 9:00迄）	690円
夕食（キャンセル可能時間：当日14:00迄）	460円

※ 利用者が上記キャンセル可能時間までに事業所に通知した場合、利用料等の負担はありません。

※ 上記キャンセル可能時間までに申し出がなく、中止の申し出をされた場合、キャンセル料として上記料金を請求します。